

富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定（大熊町）

都市計画大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり決定する。

名 称		大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設				
位 置		双葉郡大熊町大字大川原字南平				
面 積		約 18.2 ha				
位 置 及 び 規 模	特定公益的施設	約 1.8 ha	備 考	行政施設等を配置する。		
	特定公益的・特定業務施設	約 1.5 ha		行政施設、交流施設、産業、研究、業務施設等を配置する。		
	特定業務施設	約 2.0 ha		産業、研究、業務施設等を配置する。		
	住宅施設	約 3.3 ha		住宅等を配置する。		
	住宅・特定業務施設	約 3.3 ha		住宅、産業、研究、業務施設等を配置する。		
	住宅・特定公益的施設	約 1.6 ha		住宅、生活利便施設等を配置する。		
特 定 公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
		区画道路	—	12～6 m	約 3,320m	
		地区に隣接する町道東67号線を主要な動線とし、区画道路(12m～6m)を配置する。				
	公 園 及 び 緑 地	公園を適宜設置する。				
	そ の 他 の 公 共 施 設	下水道 ①雨水：調整池を經由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：合併浄化槽により処理し排水施設へ放流する。 水 路 約 0.8ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。				
小 計		約 4.7 ha				

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、原子力災害対策特別措置法の規定により全域が避難指示区域となっている大熊町の中で、除染特別地域内の除染実施計画に基づく除染が完了している居住制限区域内にあり、避難指示が解除されたのち、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成し、大熊町の円滑かつ迅速な復興及び再生を先導するため、本書のとおり、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を決定するものです。

都市計画の決定に係る土地の区域

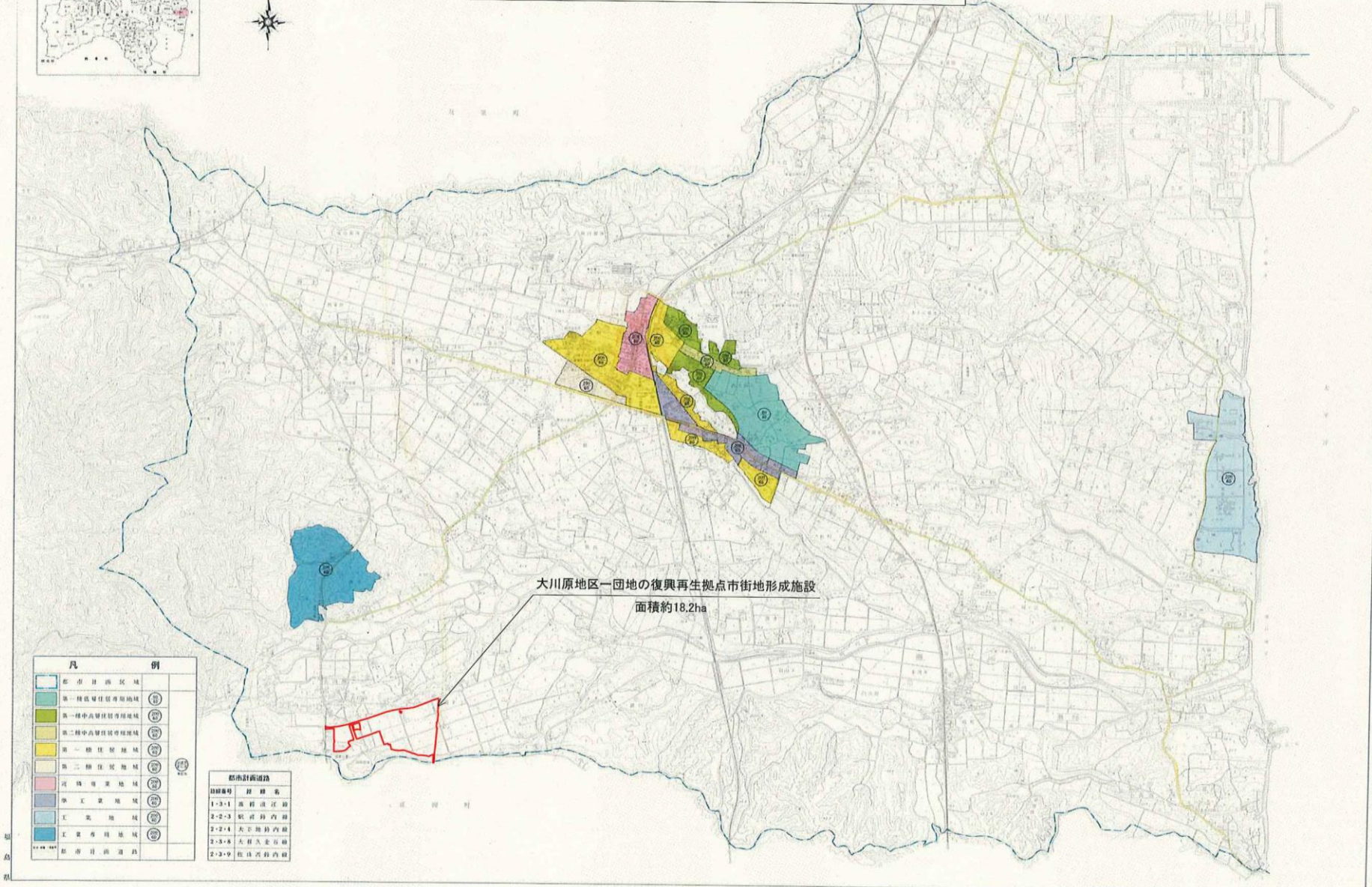
1 新たに都市計画を決定する土地の区域

福島県双葉郡大熊町のうち

おおがわら みなみだいら
 大字大川原字南平の一部の区域



富岡都市計画
大川原地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 総括図



大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
面積約18.2ha

凡 例

	都市計画区域	
	第一種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	河川専用地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	
	都市計画道路	

都市計画道路

道路番号	道路名
1-3-1	高野河原線
2-2-3	新野野内線
2-2-4	大工地野内線
2-3-8	大目久北野線
2-3-9	能法河野内線

縮尺 1:10,000

備考

1. 本図は、都市計画法第13条第1項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

2. 本図は、都市計画法第13条第2項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

3. 本図は、都市計画法第13条第3項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

4. 本図は、都市計画法第13条第4項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

5. 本図は、都市計画法第13条第5項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

6. 本図は、都市計画法第13条第6項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

7. 本図は、都市計画法第13条第7項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

8. 本図は、都市計画法第13条第8項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

9. 本図は、都市計画法第13条第9項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

10. 本図は、都市計画法第13条第10項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

11. 本図は、都市計画法第13条第11項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

12. 本図は、都市計画法第13条第12項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

13. 本図は、都市計画法第13条第13項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

14. 本図は、都市計画法第13条第14項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

15. 本図は、都市計画法第13条第15項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

16. 本図は、都市計画法第13条第16項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

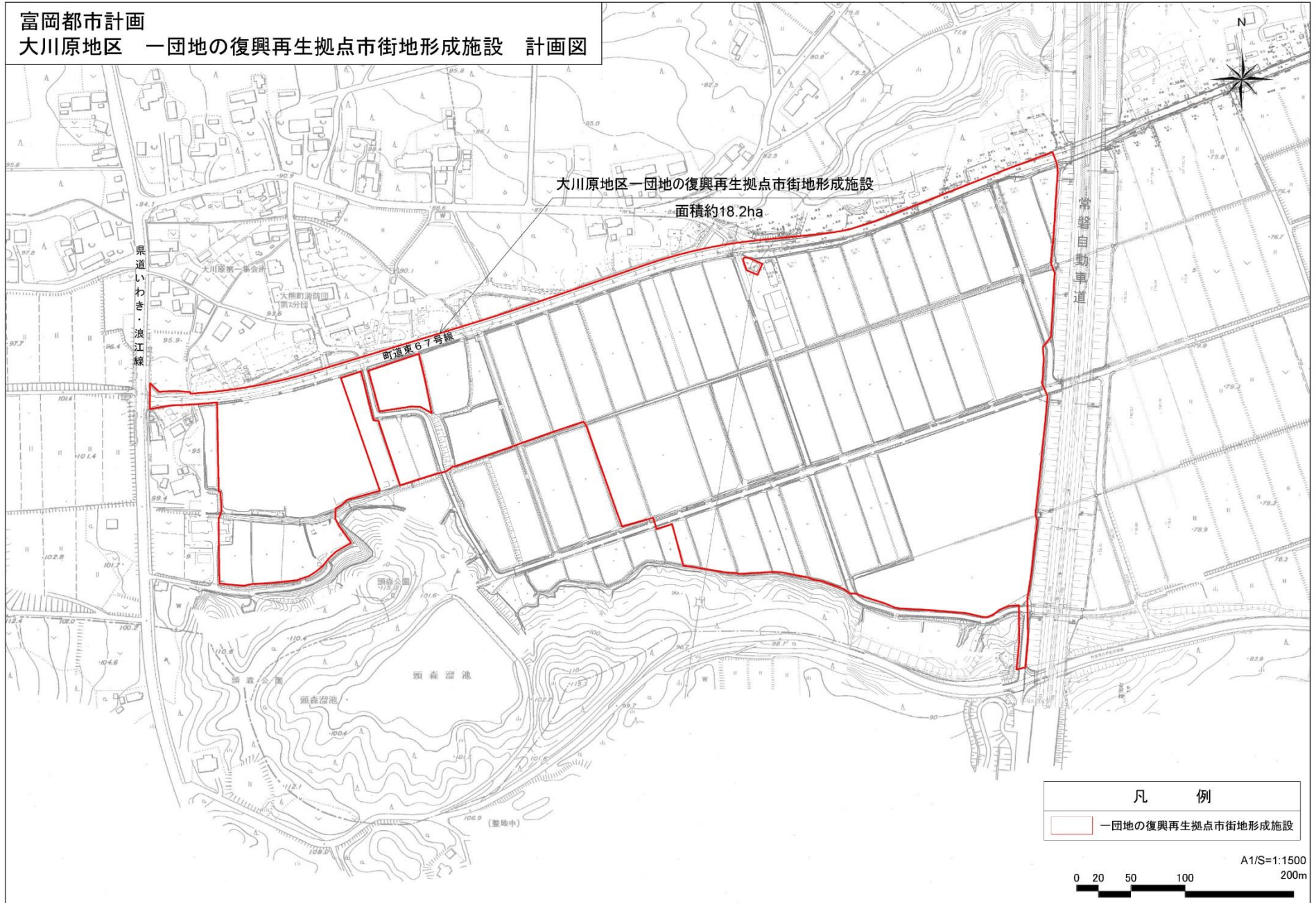
17. 本図は、都市計画法第13条第17項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

18. 本図は、都市計画法第13条第18項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

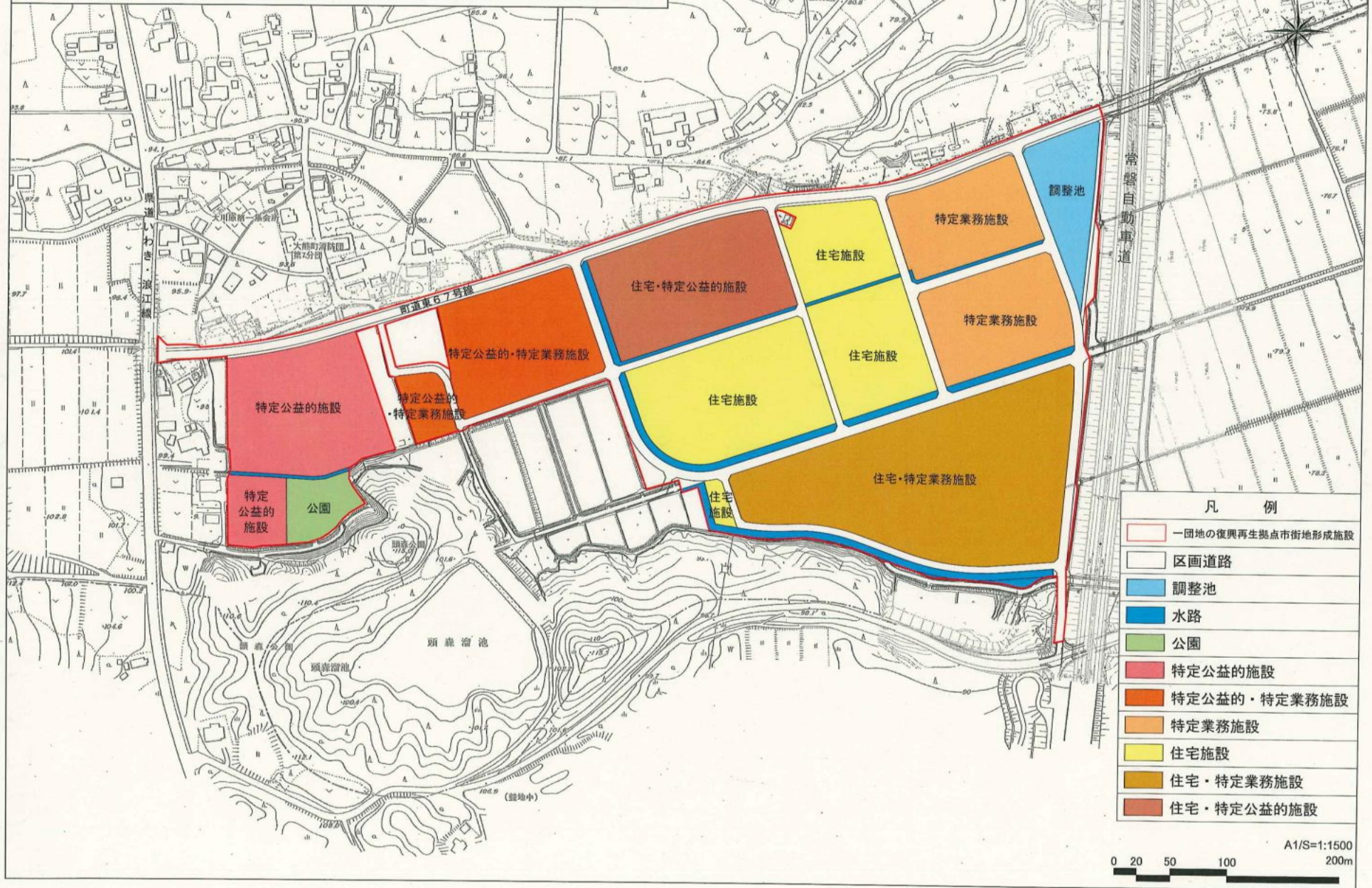
19. 本図は、都市計画法第13条第19項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

20. 本図は、都市計画法第13条第20項の規定に基づき、都市計画区域内の土地利用の用に供するべき地積の割合、用途、高さ、構造、敷地面積等の制限を定めるものである。

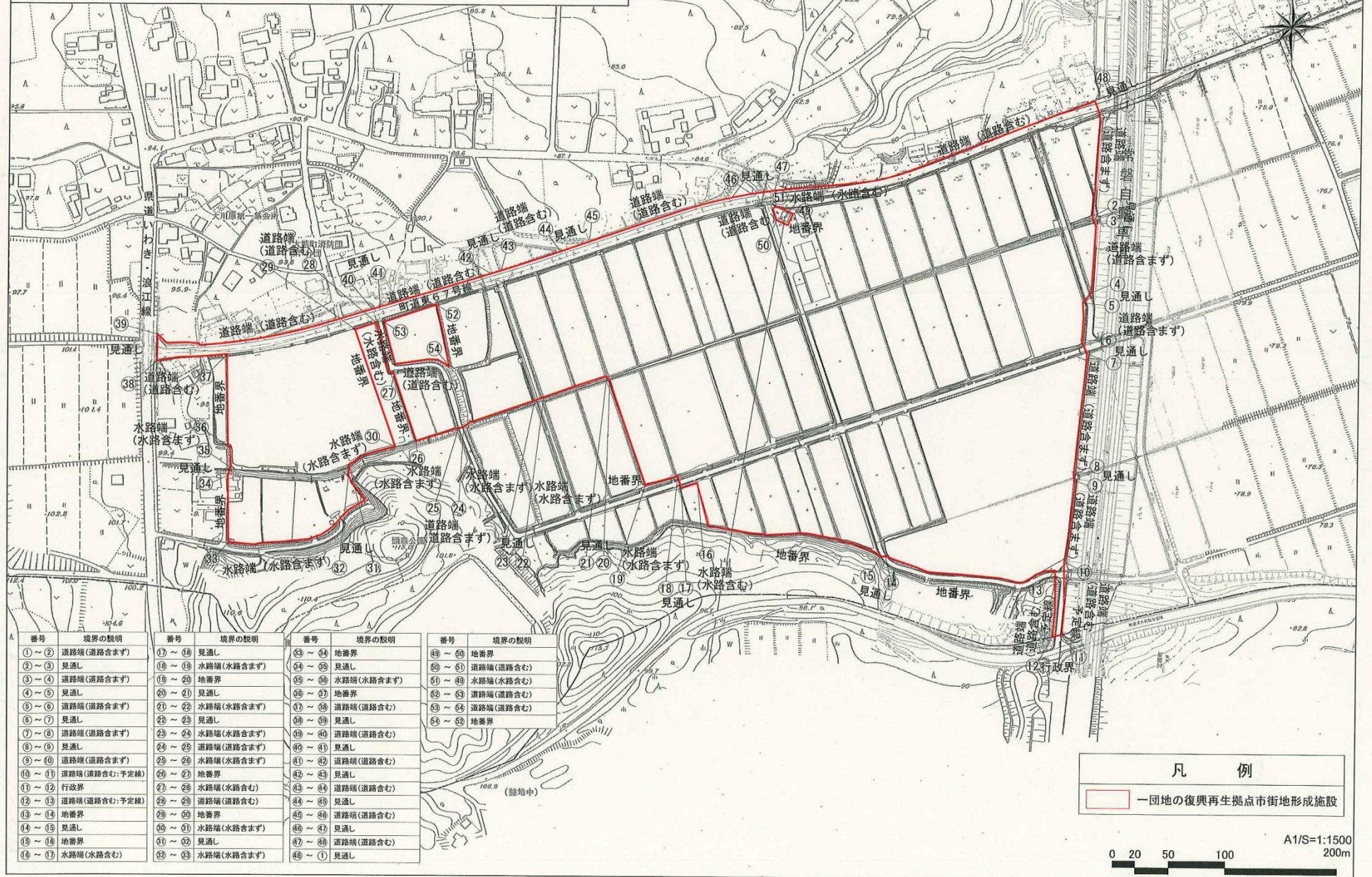
富岡都市計画
大川原地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図



富岡都市計画
大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設土地利用計画図



富岡都市計画
大川原地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 区域図



番号	境界の説明	番号	境界の説明	番号	境界の説明
①～②	道路端(道路含まず)	③③～③④	地番界	④⑨～④⑩	地番界
②～③	見通し	③④～③⑤	見通し	⑤⑩～⑤⑪	道路端(道路含む)
③～④	道路端(道路含まず)	③⑤～③⑥	水路端(水路含まず)	⑤⑪～⑤⑫	水路端(水路含む)
④～⑤	見通し	③⑥～③⑦	地番界	⑤⑫～⑤⑬	道路端(道路含む)
⑤～⑥	道路端(道路含まず)	③⑦～③⑧	水路端(水路含まず)	⑤⑬～⑤⑭	道路端(道路含む)
⑥～⑦	見通し	③⑧～③⑨	道路端(道路含む)	⑤⑭～⑤⑮	道路端(道路含む)
⑦～⑧	道路端(道路含まず)	③⑨～③⑩	見通し	⑤⑮～⑤⑯	地番界
⑧～⑨	見通し	③⑩～③⑪	水路端(水路含まず)	⑤⑯～⑤⑰	地番界
⑨～⑩	道路端(道路含まず)	③⑪～③⑫	道路端(道路含む)	⑤⑰～⑤⑱	見通し
⑩～⑪	道路端(道路含む;予定線)	③⑫～③⑬	見通し	⑤⑱～⑤⑲	水路端(水路含む)
⑪～⑫	行政界	③⑬～③⑭	水路端(水路含む)	⑤⑲～⑤⑳	見通し
⑫～⑬	道路端(道路含む;予定線)	③⑭～③⑮	道路端(道路含む)	⑤⑳～⑤㉑	見通し
⑬～⑭	地番界	③⑮～③⑯	見通し	⑤㉑～⑤㉒	水路端(水路含む)
⑭～⑮	見通し	③⑯～③⑰	道路端(道路含む)	⑤㉒～⑤㉓	水路端(水路含まず)
⑮～⑯	地番界	③⑰～③⑱	水路端(水路含まず)	⑤㉓～⑤㉔	見通し
⑯～⑰	水路端(水路含む)	③⑱～③㉑	見通し	⑤㉔～⑤㉕	水路端(水路含まず)
		③㉑～③㉒	水路端(水路含まず)	⑤㉕～⑤㉖	水路端(水路含む)
		③㉒～③㉓	水路端(水路含む)	⑤㉖～⑤㉗	水路端(水路含む)
		③㉓～③㉔	水路端(水路含む)	⑤㉗～⑤㉘	水路端(水路含む)
		③㉔～③㉕	水路端(水路含む)	⑤㉘～⑤㉙	水路端(水路含む)
		③㉕～③㉖	水路端(水路含む)	⑤㉙～⑤㉚	水路端(水路含む)
		③㉖～③㉗	水路端(水路含む)	⑤㉚～⑤㉛	水路端(水路含む)
		③㉗～③㉘	水路端(水路含む)	⑤㉛～⑤㉜	水路端(水路含む)
		③㉘～③㉙	水路端(水路含む)	⑤㉜～⑤㉝	水路端(水路含む)
		③㉙～③㉚	水路端(水路含む)	⑤㉝～⑤㉞	水路端(水路含む)
		③㉚～③㉛	水路端(水路含む)	⑤㉞～⑤㉟	水路端(水路含む)
		③㉛～③㉜	水路端(水路含む)	⑤㉟～⑤㊱	水路端(水路含む)
		③㉜～③㉝	水路端(水路含む)	⑤㊱～⑤㊲	水路端(水路含む)
		③㉝～③㉞	水路端(水路含む)	⑤㊲～⑤㊳	水路端(水路含む)
		③㉞～③㉟	水路端(水路含む)	⑤㊳～⑤㊴	水路端(水路含む)
		③㉟～④①	見通し	⑤㊴～⑤㊵	水路端(水路含む)
		④①～④②	道路端(道路含む)	⑤㊵～⑤㊶	水路端(水路含む)
		④②～④③	見通し	⑤㊶～⑤㊷	水路端(水路含む)
		④③～④④	道路端(道路含む)	⑤㊷～⑤㊸	水路端(水路含む)
		④④～④⑤	見通し	⑤㊸～⑤㊹	水路端(水路含む)
		④⑤～④⑥	道路端(道路含む)	⑤㊹～⑤㊺	水路端(水路含む)
		④⑥～④⑦	見通し	⑤㊺～⑤㊻	水路端(水路含む)
		④⑦～④⑧	道路端(道路含む)	⑤㊻～⑤㊼	水路端(水路含む)
		④⑧～④⑨	見通し	⑤㊼～⑤㊽	水路端(水路含む)
		④⑨～④⑩	道路端(道路含む)	⑤㊽～⑤㊾	水路端(水路含む)
		④⑩～④⑪	見通し	⑤㊾～⑤㊿	水路端(水路含む)
		④⑪～④⑫	道路端(道路含む)	⑤㊿～⑥①	水路端(水路含む)
		④⑫～④⑬	見通し	⑥①～⑥②	水路端(水路含む)
		④⑬～④⑭	道路端(道路含む)	⑥②～⑥③	水路端(水路含む)
		④⑭～④⑮	見通し	⑥③～⑥④	水路端(水路含む)
		④⑮～④⑯	道路端(道路含む)	⑥④～⑥⑤	水路端(水路含む)
		④⑯～④⑰	見通し	⑥⑤～⑥⑥	水路端(水路含む)
		④⑰～④⑱	道路端(道路含む)	⑥⑥～⑥⑦	水路端(水路含む)
		④⑱～④⑲	見通し	⑥⑦～⑥⑧	水路端(水路含む)
		④⑲～④⑳	道路端(道路含む)	⑥⑧～⑥⑨	水路端(水路含む)
		④⑳～⑤①	見通し	⑥⑨～⑥⑩	水路端(水路含む)
		⑤①～⑤②	水路端(水路含む)	⑥⑩～⑥⑪	水路端(水路含む)
		⑤②～⑤③	水路端(水路含む)	⑥⑪～⑥⑫	水路端(水路含む)
		⑤③～⑤④	水路端(水路含む)	⑥⑫～⑥⑬	水路端(水路含む)
		⑤④～⑤⑤	水路端(水路含む)	⑥⑬～⑥⑭	水路端(水路含む)
		⑤⑤～⑤⑥	水路端(水路含む)	⑥⑭～⑥⑮	水路端(水路含む)
		⑤⑥～⑤⑦	水路端(水路含む)	⑥⑮～⑥⑯	水路端(水路含む)
		⑤⑦～⑤⑧	水路端(水路含む)	⑥⑯～⑥⑰	水路端(水路含む)
		⑤⑧～⑤⑨	水路端(水路含む)	⑥⑰～⑥⑱	水路端(水路含む)
		⑤⑨～⑤⑩	水路端(水路含む)	⑥⑱～⑥⑲	水路端(水路含む)
		⑤⑩～⑤⑪	水路端(水路含む)	⑥⑲～⑥⑳	水路端(水路含む)
		⑤⑪～⑤⑫	水路端(水路含む)	⑥⑳～⑥㉑	水路端(水路含む)
		⑤⑫～⑤⑬	水路端(水路含む)	⑥㉑～⑥㉒	水路端(水路含む)
		⑤⑬～⑤⑭	水路端(水路含む)	⑥㉒～⑥㉓	水路端(水路含む)
		⑤⑭～⑤⑮	水路端(水路含む)	⑥㉓～⑥㉔	水路端(水路含む)
		⑤⑮～⑤⑯	水路端(水路含む)	⑥㉔～⑥㉕	水路端(水路含む)
		⑤⑯～⑤⑰	水路端(水路含む)	⑥㉕～⑥㉖	水路端(水路含む)
		⑤⑰～⑤⑱	水路端(水路含む)	⑥㉖～⑥㉗	水路端(水路含む)
		⑤⑱～⑤⑲	水路端(水路含む)	⑥㉗～⑥㉘	水路端(水路含む)
		⑤⑲～⑤⑳	水路端(水路含む)	⑥㉘～⑥㉙	水路端(水路含む)
		⑤⑳～⑤㉑	水路端(水路含む)	⑥㉙～⑥㉚	水路端(水路含む)
		⑤㉑～⑤㉒	水路端(水路含む)	⑥㉚～⑥㉛	水路端(水路含む)
		⑤㉒～⑤㉓	水路端(水路含む)	⑥㉛～⑥㉜	水路端(水路含む)
		⑤㉓～⑤㉔	水路端(水路含む)	⑥㉜～⑥㉝	水路端(水路含む)
		⑤㉔～⑤㉕	水路端(水路含む)	⑥㉝～⑥㉞	水路端(水路含む)
		⑤㉕～⑤㉖	水路端(水路含む)	⑥㉞～⑥㉟	水路端(水路含む)
		⑤㉖～⑤㉗	水路端(水路含む)	⑥㉟～⑥①	水路端(水路含む)
		⑤㉗～⑤㉘	水路端(水路含む)	⑥①～⑥②	水路端(水路含む)
		⑤㉘～⑤㉙	水路端(水路含む)	⑥②～⑥③	水路端(水路含む)
		⑤㉙～⑤㉚	水路端(水路含む)	⑥③～⑥④	水路端(水路含む)
		⑤㉚～⑤㉛	水路端(水路含む)	⑥④～⑥⑤	水路端(水路含む)
		⑤㉛～⑤㉜	水路端(水路含む)	⑥⑤～⑥⑥	水路端(水路含む)
		⑤㉜～⑤㉝	水路端(水路含む)	⑥⑥～⑥⑦	水路端(水路含む)
		⑤㉝～⑤㉞	水路端(水路含む)	⑥⑦～⑥⑧	水路端(水路含む)
		⑤㉞～⑤㉟	水路端(水路含む)	⑥⑧～⑥⑨	水路端(水路含む)
		⑤㉟～⑥①	見通し	⑥⑨～⑥⑩	水路端(水路含む)

凡 例

一団地の復興再生拠点市街地形成施設

A1/S=1:1500
0 20 50 100 200m

富岡都市計画
大川原地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 字界図

